別表第１（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 耐震診断支援事業 | | |
|  | 補助対象住宅 | 市内に存し，平成12年５月31日以前に着工された木造住宅 |
| 耐震改修支援事業 | | |
|  | 補助対象住宅 | 市内に存し，平成12年５月31日以前に着工された木造住宅で，評点が1.0未満と判定されたもの |
| 補助要件 | 次に掲げる事項の全てに該当するもの  ①改修後の評点を1.0以上とするもの  ②高さ1.5メートル以上の家具を固定  ③耐震改修施工者等が施工  ④市が別に定める啓発活動への協力及びエシカル消費（県産材利用，廃棄物の削減等）への取組  ⑤感震ブレーカー（分電盤タイプに限る。以下同じ。）を設置 |
| 補助対象経費 | 次に掲げる耐震改修工事に要する経費及び感震ブレーカーを設置する工事に要する経費  ①改修後の評点を向上させる耐震改修  ②評点に反映しない部分的な欠陥を改善する工事  ③地震時に倒壊の危険があるコンクリートブロック塀の撤去等に必要な工事  ④家具を固定する工事  ⑤前各号に掲げるもののほか，市長が減災に寄与すると認めた耐震改修関連工事 |
| 補助率 | 耐震改修工事に要する経費の５分の４以内（次の欄のただし書を除く。） |
| 補助限度額 | １棟当たり2,000,000円  ただし，耐震改修と併せて火災予防対策を実施する場合は，100,000円を加算することができる。 |
| 耐震シェルター設置支援事業 | | |
|  | 補助対象住宅 | 市内に存し，平成12年５月31日以前に着工された木造住宅で，評点が1.0未満と判定されたもの |
| 補助要件 | 次に掲げる事項の全てに該当するもの  ①持家であって，耐震シェルターを設置するもの又は耐震ベッドを設置するもの  ②高さ1.5メートル以上の家具を固定  ③耐震改修施工者等が施工  ④市が別に定める啓発活動への協力 |
| 補助対象経費 | 次に掲げる工事に要する経費及び感震ブレーカーを設置する工事に要する経費  ①耐震シェルターを設置する工事又は耐震ベッドを設置する工事  ②家具を固定する工事 |
| 補助率 | 耐震シェルター設置に要する経費の５分の４以内（次の欄のただし書を除く。） |
| 補助限度額 | １棟当たり800,000円（耐震ベッド設置の場合は400,000円）  ただし，耐震シェルター設置と併せて火災予防対策を実施する場合は，100,000円を加算することができる。 |
| 住宅の住替え支援事業 | | |
|  | 補助対象住宅 | 市内に存し，昭和56年５月31日以前に着工された木造住宅で，評点が0.7未満と判定されたもの |
| 補助要件 | 次に掲げる事項の全てに該当するもの  ①現在居住する住宅の全てを除却するもの  ②解体業者が施工 |
| 補助対象経費 | 次に掲げる工事に要する経費  ①住宅を除却する工事  ②地震時に倒壊の危険があるコンクリートブロック塀の撤去等に必要な工事 |
| 補助率 | ５分の２以内 |
| 補助限度額 | １棟当たり300,000円 |

別表第２（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 耐震改修支援事業 | | |
|  | 補助対象外経費 | ・新築，改築，増築工事に係る経費  ・リフォーム工事に係る経費  ・平成１２年６月１日以降に増築された部分の耐震改修等に係る経費  ・造園，門扉等の外構工事に係る経費  ・家庭用電化製品，家具，カーテン等の購入に係る経費  ・電話，インターネット，ケーブルテレビの配線工事に係る経費  ・地上デジタル放送対応アンテナの設置に係る経費  ・浄化槽設置工事に係る経費  ・解体工事（補助対象工事を行うために一部を解体する場合を除く。）に係る経費  ・この要綱以外の補助制度を利用する場合で，当該補助制度で重複計上が認められない経費  ・上記に掲げるもののほか，補助対象工事と認められない工事等に係る経費 |
| 耐震シェルター設置支援事業 | | |
|  | 補助対象外経費 | ・新築，改築，増築工事に係る経費  ・耐震シェルター設置に伴わないリフォーム工事に係る経費  ・平成１２年６月１日以降に増築された部分の耐震改修等に係る経費  ・造園，門扉等の外構工事に係る経費  ・家庭用電化製品，家具，カーテン等の購入に係る経費  ・電話，インターネット，ケーブルテレビの配線工事に係る経費  ・地上デジタル放送対応アンテナの設置に係る経費  ・浄化槽設置工事に係る経費  ・解体工事（補助対象工事を行うために一部を解体する場合を除く。）に係る経費  ・この要綱以外の補助制度を利用する場合で，当該補助制度で重複計上が認められない経費  ・上記に掲げるもののほか，補助対象工事と認められない工事等に係る経費 |
| 住宅の住替え支援事業 | | |
|  | 補助対象外経費 | ・新築，改築，増築工事に係る経費  ・昭和５６年６月１日以降に増築された部分の除却工事に係る経費  ・この要綱以外の補助制度を利用する場合で，当該補助制度で重複計上が認められない経費  ・上記に掲げるもののほか，補助対象工事と認められない工事等に係る経費 |

別表第３（第６条、第７条、第１１条、第１５条、第１７条、第１８条、第１９条、第２１条、第２５条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 耐震診断申込み時 | | | |
|  | 提出書類 | | ・木造住宅耐震診断申込書（様式第１号）  ・住宅の付近見取り図  ・居住者の同意書（貸家の場合）  ・木造住宅耐震診断報告書の写し（補強計画のみの場合）  ・その他市長が必要と認める書類 |
| 補助金交付申請時 | | | |
|  | 提出書類 | | ・補助金交付申請書（様式第２号）  ・住宅概要書（様式第２号別添）  ・住宅の付近見取り図  ・居住者の同意書（貸家の場合） |
| 事業内定後（補助事業のうち，住宅の住替え支援事業以外の場合） | | | |
|  | 提出書類 | | ・事業計画書（様式第３号）  ・見積書（補助対象経費と補助対象外経費が確認できるもの）  ・住宅の全景写真及び工事予定箇所の現況写真  ・木造住宅耐震診断報告書の写し  ・改修設計計算書（エクセル版）及び診断ソフトによる改修後計算書  ・図面［配置図（敷地内の全建物の配置図），現況平面図，改修平面図，詳細図（必要に応じて）］  ・計画確認書（自主検査を行ったもの）  ・その他市長が必要と認める書類 |
| 事業内定後（補助事業のうち，住宅の住替え支援事業の場合） | | | |
|  | 提出書類 | | ・事業計画書（様式第４号）  ・見積書（補助対象経費と補助対象外経費が確認できるもの）  ・住宅の全景写真及び工事予定箇所の現況写真  ・木造住宅耐震診断報告書の写し  ・図面［配置図（敷地内の全建物の配置図），現況平面図］  ・計画確認書（自主検査を行ったもの）  ・その他市長が必要と認める書類 |
| 補助金交付変更申請時 | | | |
|  | 提出書類 | | ・補助金交付変更申請書（様式第５号）  ・事業計画後の提出書類のうち変更のあったもの |
| 補助事業中止（廃止）申請時 | | | |
|  | 提出書類 | | ・補助事業中止（廃止）申請書（様式第６号）  ・木造住宅耐震診断報告書の写し  （耐震改修等と併せて行う耐震診断を実施したが，耐震改修等を行わないと判断した場合） |
| 補助事業（耐震診断）完了期日変更報告時 | | | |
|  | 提出書類 | | ・補助事業（耐震診断）完了期日変更報告書（様式第７号） |
| 中間検査時 | | | |
|  | | 提出書類 | ・中間確認書（自主検査を行ったもの）  ・工事写真  ・検査対象部分図（平面図に工事完了範囲，検査範囲及び未施工範囲を記載したもの） |
| 完了検査時 | | | |
|  | | 提出書類 | ・完了確認書（自主検査を行ったもの）  ・工事写真 |
| 完了実績報告時 | | | |
|  | | 提出書類 | ・完了実績報告書（様式第８号）  ・補助金精算書（様式第９号）  ・工事契約書の写し  ・工事代金領収書の写し  ※見積書から変更がある場合は，補助対象金額の内容が分かる内訳書  ※受領委任の場合は，工事代金から補助金を差し引いた金額の領収書の写し  ・工事写真  ・その他市長が必要と認める書類 |
| 補助金請求時 | | | |
|  | | 提出書類 | ・補助金請求書（様式第10号）  ※受領委任の場合は，補助金受領委任払請求書（様式第11号）  ・額の確定通知書の写し |
| 消費税仕入控除税額の報告時 | | | |
|  | | 提出書類 | ・消費税等仕入控除税額報告書（様式第12号） |